



## 中小企業等経営強化法（旧「生産性向上特別措置法」） に基づき中小企業の設備投資を支援します

※令和3（2021）年6月16日の法改正により、生産性向上特別措置法の関係規定が中小企業等経営強化法に移管されました。

中小企業等経営強化法（旧「生産性向上特別措置法」）に基づき、中小企業者が「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、固定資産税が3年間ゼロとなる税制支援や国の補助金の優先採択などの支援措置を活用できます。また、本制度の特例として事業用家屋と構築物が追加され、令和5（2023）年3月末まで適用期限が延長されました。

※令和3(2021)年6月16日以降の導入計画の認定や変更申請は新様式を使用して、手続きを行って下さい。

### 中小企業者が受けられる主な支援措置の内容

☆新規設備投資に係る固定資産税（償却資産）が3年間ゼロになります！

☆計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援を受けられます！

#### 対象となる事業者

●柏崎市に所在している中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）

※固定資産税の特例を受けることができるのは、資本金もしくは出資金額1億円以下の法人、資本金もしくは出資金額を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主（大企業の子会社を除く）

●柏崎市は、市全域、全業種が対象です。

#### 「先端設備等導入計画」の概要

●中小企業者が、3～5年間に、労働生産性（※1）を年平均3%以上向上させるため、機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物（※2）を導入する計画

※1 = (営業利益+人件費+減価償却費) / (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

※2 = 固定資産税の特例の対象となる先端設備は、下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすものです（工業会等から証明書を取得する必要があります。）。

- ・要件①：一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。）
- ・要件②：生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

#### <対象設備>

設備の種類	用途又は細目	最低価額 1台1基又は 一の取得価額	販売開始時期	その他
機械装置※1	全て	160万円以上	10年以内	※事業用家屋については取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内	
器具備品	全て	30万円以上	6年以内	
建物附属設備※2	全て	60万円以上	14年以内	
構築物	全て	120万円以上	14年以内	

※1 外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）や内部取付費用（据付費、試運転費等）を含む。

※2 償却資産として課税されるものに限る。

問い合わせは、柏崎市産業振興部ものづくり振興課（21-2326）へ

## 制度活用の流れ

### 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

①新たに導入する設備が所在する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認⇒策定済み

- ・導入促進基本計画を策定している市区町村については、中小企業庁 HP 等で公表予定です。
- ・市区町村によっては、認定の対象となっていない業種や地域等もございますので、詳細については所在する市区町村にお問い合わせください。⇒柏崎市は、市全域、全業種が対象
- ・認定を受けられるのは、新規取得する設備が所在する市区町村になります。

②認定を受けるためには、該当する新規取得設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の策定・認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認

- ・既を取得した設備を対象とする計画は認定されませんのでご注意ください。（特例はございません。）
- ・経営革新等支援機関の事前確認や柏崎市における認定事務に一定以上期間を要する場合があります。余裕を持って計画の策定準備をしてください。

#### 税制措置を受けたい場合

- ・適用対象者の要件（資本金 1 億円以下など）や手続き等を確認してください。
- ・税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

#### 金融支援を受けたい場合

- ・適用対象者の要件や手続等を確認してください。
- ・金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談いただく必要があります。
- ・また、経営革新等支援機関の確認書等が必要です。

### 2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ①市が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿っているか確認
- ②「先端設備等導入計画」の内容について、認定支援機関に確認を依頼
- ③税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る工業会証明書を依頼

※申請までに工業会証明書が取得できない場合には、市に、後日追加提出する旨をお伝えください。

### 3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ①市長に計画申請書（必要書類を添付）を提出
- ②認定を受けた場合、市長から認定書が交付されます。

### 4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・税制措置・金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行
- ※税制措置の適用を受けるためには別途要件を満たす必要があります。